

五 キリシタン改めから宗門改めへ

(一) 朱印船貿易と鎖国

関ヶ原の戦で勝利を収めた家康は慶長六年（一六〇一）ルソン（フィリピン）・安南あなん（ベトナム）・シャム（タイ）など、東南諸国に書簡を送り、家康の朱印状を持つた日本船との貿易を保護するよう要請した。同九年には江戸幕府は朱印船制度を制定し、朱印状を発給して、貿易の保護と統制を図った。こうして朱印船が活躍するのは、慶長九年から寛永十二年（一六三五）に鎖国令が発せられるまでの約三〇年間で、朱印状が与えられたのは、京・大坂・堺・長崎・平戸の豪商や、九州の諸大名らであった。

家康は当初、貿易重視の外交方針を堅持し、貿易船とともに宣教師の渡来と布教を黙認したところ、キリストンは全国に広まった。キリストンの波及に不安を感じた家康は、幕府の禁教政策の徹底化、幕府による貿易統制の強化をおもな理由に、鎖国への途を推し進めることになった。

元和二年（一六一六）には、外国との貿易地を長崎・平戸の一港に制限し、他地域の貿易や外国人の居住を禁じた。平戸のオランダ商館は、のちに寛永十八年（一六四一）には長崎の出島に移し、以後長崎一港だけで、幕府の統制下で外国貿易を許した。寛永八年（一六三二）からは、海外渡航に朱印状のほか、老中奉書が必要となつた。同十年には、鎖国の方針が発せられた。奉書船のほか、日本人の海外渡航をいつさい禁止し、海外に居住する日本人については、渡航後五年以内の者を除いて、いつさい帰国を禁止した。

寛永十二年（一六三五）には、いよいよ本格的な鎖国令が発せられ、朱印船貿易が全面的に禁止された。

鎖国令は一七条からなり、その第一条から第三条は、日本人の海外渡航と帰国を禁止したもので、第四条から第八条は、キリシタンの禁制である。ほかの条は、取引を規定したものである。朱印船貿易の禁止とキリシタンの禁制は、朱印船貿易で富を得ていた大名にとつては、藩の財政面から過重な年貢増徴となつてはね返り、キリシタンへの厳しい弾圧となつて、人々を苦しめた。島原藩主松倉重政もその例外ではなかつた。

鎖国の二年後には、島原の乱が勃発するのである。

島原のキリシタン一揆 寛永十四年（一六三七）に、島原・天草の乱が起つた。島原の乱について、事件が勃発して日が浅い十一月二十五日付の『クーケバッカルの書簡』によると、「新來の領主は（中略）農夫たちの上にも、ますます重い租税を課し、到底その負担に堪えられない程多額の米を差し出すように、強いたのである。（中略）有馬のキリスト教徒が、農民の仲間に加わつた。農民たちは親しくこれを迎えた（中略）彼らに加担する人数は日を追つて増えていった。そして今は農民とキリスト教徒の数は、一八〇〇程に及んでいる」と、報告している。

これによると、乱の発端は、領主の苛政^{かせい}に耐えかねた農民が初めに立ち上がり、それにキリシタンが加わつて、乱は日増しに大きくなり、一揆側の人数は三万七〇〇〇余人にもなり、減税と信仰の自由を要求して、島原の原城に立て籠もつた。一揆は、翌年二月二十八日に終息したが、幕府はこの一揆を、農民の多くがキリシタンであつたことから、「キリシタン一揆」と決めつけた。乱ののち、これを契機に、幕府のキリシタン禁圧は、一層徹底していく。

(二) 宗門改めの創設

宗門改役の設置

寛文四年（一六六四）には、幕府は直轄領に宗門改役を設置して、キリシタンには転宗を強制し、従わないキリシタンには死罪を科し、キリシタンの摘発と弾圧を強化した。男子の宗門改めを実施することを命

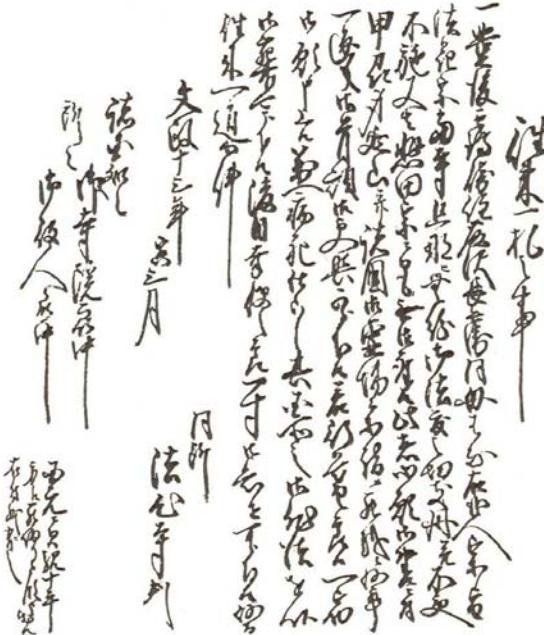
じた。キリストは、その子孫の

「男生の方は、本人より七世の孫まで類族にて、八代目より素人(そにん)になる。女生の方は、曾孫まで四代にて類族切れ、五代目より素人になる」(『地方凡例録』卷三八)と定められている。

切れ、五代目より素人になる」(『地
方凡例録』卷三八)と定められている。

リシタンの中心地である九州地方の諸藩に、キリシタン摘発のために、

キリスト像やマリア像を踏ませる「絵踏制度」を設け、また、すべて



禁教の切支丹・不受不施・悲田宗を記した往来証文 (「国作手永大庄屋日記」より)

の住民を檀那寺の統制下に置く「寺請制度」を設けた。

宗門改めは、元来キリストン摘発を趣旨とするもので、宗門改めの初期は、キリストン排除的色彩の濃厚な改めであった。しかし、キリストン類族の減退する元禄年間（一六八八—一七〇四）ごろからは、宗門改めは、住民支配の幕藩体制の要となつて、支配体制の、人民統制の中心をなす制度へと変化していった。

幕府が禁教をしていた宗教には、キリスト教のほかに、不受不施と悲田宗がある。不受不施は、法華を信じない者からは施しを受けず、また施さないと主唱する日蓮宗の一派である。悲田宗は、不受不施派の一派ともいえるが、不受不施派が、法華の信者でない者からは、施しは受けられないとするのに対し、悲田宗は、悲田供養として受けるならば、日蓮の祖制に背かないと主唱した。

これらキリスト教・不受不施・悲田宗の教えは、爲政者にとつては、人民を支配していく上で、受け入れ難い相反する教えであった。幕府は、これらの宗教を邪宗として禁制したのであった。

人民統制の制度に変化した宗門改めは、小倉藩では、毎年家中から百姓に至るまで、

一五歳以上六〇歳までの、すべての男子に実施した。『小倉藩政時状記』（福岡県史資料

料』第五輯）には、次のように、宗門改めの規定をくわしく記してある。

小倉藩は、像のあるを幸に、誓証文や血判のごとき面倒くさき手数を省き、毎年三月、藩士ならびに、城下小倉町を始めとし、企救郡は三月三日大里町西生寺に、宗旨奉行はキリストンの像を護り出張す。郡方役人・筋奉行・代官・山奉行・大庄屋・各奉行手代・子供役・村役人・庄屋・方頭・各宗寺院の住職僧侶出席立会し、十五歳以上六十歳までの男子は、受け持ち村の庄屋の呼び出しに応じ、前に進み、



第12図 八屋(現豊前市)賢明寺で実施の宗門改めの絵図
(『豊前市史』上巻から)

土中に伏せた像の上に、両足を揃え立って、向こうへ通過す。宗旨奉行は手代に命じ、庄屋の呼び出した人名を宗旨帳と照合し、なお、檀那寺の住職に捺印なさしむ。こうして、宗旨奉行は領内を巡回し、一郡一か所、既定の場所において、宗門改め像踏みを執行するのが藩の規定なり。

初期の宗門改めの場所は、家中は大隆寺・宗玄寺・峰高寺の三カ寺が順番であったが、正徳五年（一七一

世近編第5（五）から、三カ寺の順番制を廃して、長福寺を定め場所とした。のちに、享保十六年（一七三二）からは、会所で行うようになった（『福岡県史』第三卷下冊）。また、在方（農村）・町人は『鶴之真似』に「郡代役宅にありし由、遠郡百姓は三、四日もかかり候に付、宗旨奉行が廻郡して、その郡にて改むるようになり、町人は、町奉行宅にある由、今は寺にて改めあり」（『小倉市誌補遺』）と、小倉藩の宗門改めの変遷を記してある（第12図参照）。

また、天保九年（一八三八）に、巡見使の質問に答えるために作成された「御巡見方御尋之節御答覚書」（永沼文書）の宗門改めの条には、次のように小倉藩の宗門改めを記してある。

毎年一度ずつ、郡中の男女残らず帳面に仕立、郡奉行並びに、手代・大庄屋・小庄屋出合い、宗門奉行・横目衆郡々え申し請け、檀那寺ごとく罷出、右の帳面を以って、男の分は一人ずつ罷出判を居、切支丹の像を踏み申し候、当年も相済み候はば、相済み申し候段申し上ぐべき候、そのほか、大庄屋もとえ村々の者召集め、御公義様よりの切支丹御法度の趣申し聞かせ、書物判形仕り、宗門奉行へ証文毎月廿九日限り差し出し申し候、また、若き者、老人共に残らず像を踏み候やと、御尋なられ候はば、拾五歳以下、または歩行困難の者は、御赦免なられ候と申し上ぐべき事

宗旨奉行の廻郡 小倉領六郡を廻郡して、宗門改め像踏みに立ち会つた役人の一行は、宗旨奉行・中目付・中役（役所・添役・宗旨手代）・下目付・郡目付、そのほか手付など、一七人前後で、改めは一郡一ヵ所で行われ、午前十時ごろから午後二時ごろまで、一日で済ませた。

天保十年（一八三九）の宗門改めの一行は、宗旨奉行・横川佐野右衛門、中目付・上原庄之助、中役・茂

第3章 江戸時代

第26表 宗門改め日程

	企救郡	田川郡	築城郡	上毛郡	仲津郡	京都郡
文政11年	3月8日	3月10日	3月12日	3月13日	3月15日	3月16日
12	4. 2	4. 4	4. 6	4. 7	4. 9	4. 10
天保元年	3. 8	3. 10	3. 12	3. 13	3. 15	3. 16
2	3. 8	3. 10	3. 12	3. 13	3. 15	3. 16
3	3. 8	3. 10	3. 12	3. 13	3. 15	3. 16
4	3. 8	3. 10	3. 12	3. 13	3. 15	3. 16
5	3. 4	3. 6	3. 8	3. 9	3. 10	3. 11
6	3. 13	3. 6	3. 8	3. 9	3. 11	3. 12
7	3. 5	3. 6	3. 8	3. 9	3. 10	3. 11
8	8. 21	8. 23	8. 25	8. 26	8. 28	8. 29
9	3. 4	3. 6	3. 8	3. 9	3. 11	3. 12
10	3. 4	3. 6	3. 8	3. 9	3. 10	3. 11
11	3. 6	3. 8	3. 10	3. 11	3. 12	3. 13
12	7. 21	7. 23	7. 26	7. 25	7. 27	7. 28
13	3. 4	3. 6	3. 9	3. 8	3. 10	3. 11
14	3. 4	3. 6	3. 9	3. 8	3. 10	3. 11
弘化元年	3. 4	3. 6	3. 8	3. 9	3. 11	3. 12
2	8. 11	8. 13	8. 15	8. 16	8. 18	8. 19
3	3. 4	3. 6	3. 8	3. 9	3. 11	3. 12
4	3. 4	3. 6	3. 8	3. 9	3. 11	3. 12
嘉永元年	3. 4	3. 6	3. 8	3. 9	3. 11	3. 12
2	3. 4	3. 6	3. 8	3. 9	3. 11	3. 12
3	3. 4	3. 6	3. 8	3. 9	3. 11	3. 12
4	3. 14	3. 6	3. 8	3. 9	3. 11	3. 12
5	3. 14	3. 6	3. 8	3. 9	3. 11	3. 12
6	3. 4	3. 6	3. 8	3. 9	3. 11	3. 12
安政元年	3. 4	3. 6	3. 8	3. 9	3. 11	3. 12
2	3. 4	3. 6	3. 8	3. 9	3. 11	3. 12
3	3. 4	3. 6	3. 8	3. 9	3. 11	3. 12
4	3. 4	3. 6	3. 8	3. 9	3. 11	3. 12
5	3. 4	3. 6	3. 8	3. 9	3. 11	3. 12
6	3. 4	3. 6	3. 8	3. 9	3. 11	3. 12
万延元年	3. 4	3. 6	3. 8	3. 9	3. 11	3. 12
文久元年	3. 4	3. 6	3. 8	3. 9	3. 11	3. 12
2	3. 4	3. 6	3. 8	3. 9	3. 11	3. 12
3	—	—	—	—	—	—
元治元年	3. 5	3. 6	3. 8	3. 9	3. 11	3. 12
慶応元年	2	3. 27	3. 20	3. 22	3. 23	3. 25
3	—	—	—	—	—	—
明治元年	—	12. 5	12. 8	12. 7	12. 9	12. 10
2	—	4. 9	4. 5	4. 4	4. 6	4. 7
3	—	3. 12	3. 16	3. 17	3. 15	3. 14

廻郡の順路は、企救郡を振り出しに、田川郡→築城郡→上毛郡→仲津郡→京都郡→小倉に引き取り、と決まっていたが、慶応二年（一八六六）は、田川郡→築城郡→上毛郡→仲津郡→京都郡→企救郡、明治元年（一八六八）、企救郡が長州藩預けとなつて、田川郡→上毛郡→築城郡→仲津郡→京都郡、明治三年は、上毛郡→築城郡→仲津郡→京都郡→田川郡、同四年は、田川郡→京都郡→仲津郡→築城郡→上毛郡と、幕末から明治にかけての動乱期には、順路は一定しなかつた。

宗門改めの時期 宗門改めの時期は、農繁期を避けて、原則的には農閑期の二月に実施している（第26表と役人の賄い 参照）。しかし、社会事情もあって、文化九年（一八一二）の廻郡は、豊後・豊前の百姓一揆の影響で、三月四日からの予定が、七月二十四日から始まつている。また、慶応三年は、小倉変動の動乱で廻郡は中止され、翌明治元年は、十二月に廻郡している。

宗門改め役人の賄いは、宗旨奉行・中目付・下目付・郡目付とも昼食一四〇目、宿泊一六〇目、休泊二八〇目と規定されている。宿泊の賄いは、宗旨奉行・中目付・下目付・郡目付ともに一汁一菜で、吸物一、肴二種と酒、供番以下は一汁一菜、肴一種と酒、と規定されている（『長井手永大庄屋日記』永井文書）。

仲津郡の宗門 一郡一カ所で行われる宗門改めは、仲津郡では「長井手永大庄屋日記」文化元年（一八〇四）七月二十五日の条に「宗門御改め、国分寺において、今日八ツ時（午後二時）迄に相済、

直様宗旨方行司に御引き移り」また、「国作手永大庄屋日記」（行橋市歴史資料館所蔵）の文化十三年閏八月二

参照)。

日の条に「宗門御改め、国分寺にて相済」とあり、仲津郡の宗門改めは、国分寺（豊津町）で実施していたことが判明する。その後、文政二年（一八一九）二月に、筋奉行・井上与三左衛門から、仲津郡の大庄屋、子供役あてに「仲津郡御改めは、当春より以来は大橋村（現行橋市）ばかりにて、御改め受け申すべき候、国分村は諸事夫遣い多く、そのうえ、出米入目も多、旁もつて大橋にいたし候、この旨左様相心得られるべき候」（「國作手永大庄屋日記」と、仲津郡の宗門改めの場所が、この年から、国分村（現豊津町）の国分寺から、大橋村の禅興寺に変更された。しかし、宗門改めには多額の出費を要し、大橋の禅興寺は、内陸部から遠く隔てて不便なことから、仲津郡の大庄屋が連名で、禅興寺と国分寺の隔年ごとの実施を申し入れた。これに対し、天保十四年（一八四三）筋奉行・西正左衛門から「宗門御改め場所、国分寺においてこれあり候様、連名を以つて願い出られの通り、申し付け候、当年国分寺、明年禅興寺、隔年に申し付け候間、この旨相心得らるべき候」（「長井手永大庄屋日記」と、天保十四年から、国分寺と禅興寺で、交互に隔年ごとに実施されることになった（第13・14図）。



第13図 国分寺



第14図 禅興寺
仲津郡で隔年ごとに宗門改めの行われた国分寺（豊津町）と禅興寺（行橋市）

宗門改めの免除　宗門改めは、一五歳以上六〇歳までの男子に義務づけられていた。しかし、病気、その他特別の理由があつて、宗門改め場所へ行くことのできない者には、受人の証文で、改めを済ませることが許された。次の文書は病気のため、改め場所へ行けない者のため、その受人が差し出した受合証文である。

差し上げ申す御受合証文の事

仲津郡

節丸作右衛門

右の者、去る巳歳より午・未・申・酉・戌宗門御改めの節、病氣にて御座候て、御改め場所に罷出申さず候、然る処、先達てより病氣に御座候て、當年も御改め場所に罷出申さず、巳・午・未・申・酉・戌・亥七ヶ年御帳に判形仕らず、病人に紛れ御座なく候、そのため、証文差し上げ申し候、以上

享和三年亥四月朔日

節丸　順平　判

宗門方　御役所

(「勢島文書」・北九州市立歴史博物館所蔵)

宗門月改め　年一度の、宗門奉行の廻郡による宗門改めのほかに、毎月村ごとに宗門改めを行う義務を課せられていた。この宗門月改めは形式的なもので、その目的は、住民を支配していくための統制の場であった。

すなわち村ごとに庄屋は、毎月村民を集めて、キリシタンの禁制、幕府や藩からの布告の伝達、法令の順守、治安などを、末端の百姓に至るまで読み聞かせて、住民を統制していく上で、欠かせない必要事項の周

知徹底を図るのが、重要な目的であった。

大庄屋は、幕府や藩の伝達・順守事項が、手水内の村々に滞りなく伝達されたことを見届けて、郡ごとに大庄屋連名の証文を一紙に認め、毎月二十九日に筋奉行に提出した。証文は筋奉行から、宗旨奉行へ提出された。

差し上げ申す宗門月改めの事

一仲津御郡中において、切支丹宗門御穿鑿(せんさく)の儀、最前御帳面の通り、毎月懈怠無く堅く相守り、本百姓面々一家主々の儀は、申し上げるに及ばず、召仕候下人、名子百姓の者ども迄も、ことごとく吟味仕り、寺手形見届け、慥(そんぞう)に仕置候事

一御穿鑿至極の上にても、切支丹宗門御座候はば、承り居次第即時に申し上ぐべき候事
一他所より来る者、当御郡中居住仕り候は、もつとも御掟の通り相達し申すべき候、たとえ暫く滞留せしめ候とも宗門相改め、相違無き様に仕るべき候

付り、死人ある時は、取置候次第、もし宗旨相違の族御座候はば、申し上ぐべき事

右の条々相守り、堅く吟味仕り候、御穿鑿渋さず段々附(つき)心の前に御座候間、一切自他ともに、宗門の儀においては、いささか油断仕り間じく候、万一相違の儀あるにおいては、判形の者ども急度曲事(きつよ)仰せ付けさせらるべき候、後日のため、よつて証文くだんのごとし

文化四年卯七月廿九日

節丸 弥八郎
国作宗右衛門

井上与三左衛門様

平嶋円藏

長井甚左衛門

元永七左衛門

（「長井手永大庄屋日記」）

宗門改めの簡略化

江戸時代の中期以降になると、一般民衆はキリストンに無関心になって、宗門改めの本來の趣旨からは、ほとんど無意味になつたこの制度を毎年行うのは、庶民から見れば、時間と経費の浪費である。嘉永七年（安政元年＝一八五四）四月には、六郡大庄屋連名で「宗門御改めの儀は、五年目に一度か、子・^丑牛の両年に仰せ付けられ度」（『国作手永大庄屋日記』）と、役人出張の人足賃、賄いなどの郡出しの出費、そのうえ、踏み絵のために、百姓は一日を費やすなど浪費が多く、五年に一度か、人別改めの実施される子年と午年の六年に一度実施するよう役所へ伺いを立てた。

同年五月一日には、家老・島村志津摩と、郡代・河野四郎の諸事改革に際し、「このたび、諸事御取り締まり仰せ出され、かつ、御爲筋に相成る儀申し出るよう」（『国作手永大庄屋日記』）と、藩は広く領民の声を藩政に取り入れることになつた。これを受け、六郡大庄屋は連名で、先の宗門改めの五年に一度か、六年に一度実施の要望を「三年に一度仰せ付けられたく」（『福岡県史』第三卷下冊）と、宗門改めに費やす出費節減の目的で、三年に一度の実施を要望したが、実現しなかつた。

宗門改めは、本来のキリストン摘発は形式化して、無意味となつた制度ではあつたが、支配者にとつては別の重要性があつた。「毎年宗門改めに集り候時分、御高札の趣、読み聞かせ候」（「上使□水井文書」と、

字の読めない百姓に、法令を読んで聞かせ、それを順守徹底させるのに、宗門改めは、重要な伝達の場であるとともに、幕藩体制において、住民統制のうえからも、宗門改めは欠かせない制度であった。しかし、翌安政二年からは、形式化した宗門改めは、庶民の簡略化の要望もあって、宗旨奉行・中目付の廻郡は止め、宗旨手代・郡目付だけの立ち会いとなつた。

慶應四年（明治元年＝一八六八）三月には、藩政改革が行われて、郡代・代官・山奉行・検見定役・郡土蔵役などの職種を廃止したのに伴つて、宗官方役人・同手代・同手代加勢・下目付など六人で廻郡した。明治四年（一八七二）には、寺社掛・同付属・監察課付属・民事課中卒など、五人の小規模な改めになつた。

幕末のキリシタン検挙事件 キリシタン弾圧の中で、ひそかにその信仰を続けていた浦上村（現長崎市）の隠れキリシタンは、その信仰を疑われ、検挙される事件が四回あつた。最初は寛政二年（一七九〇）、

二回目は天保十三年（一八四二）、三回目は安政三年（一八五六）、四回目は慶應元年（一八六五）で、この検挙事件を浦上崩（うらがみくずれ）といった。中でも浦上四番崩は、浦上村の一村全員が総流罪となる事件であつた。五島（現長崎県）でもキリシタン検挙事件があり、五島崩といつた。この事件で検挙されたキリシタンは、およそ四〇〇〇人を数えた。しかし、外国からのキリシタン弾圧、信仰の自由の抗議を受けて、その処置に苦慮した明治新政府は、明治元年（一八六八）から同一年にかけて、西日本の三四藩に配流した。

小倉藩も配流のキリシタンを預かつたのである。「長井手永大庄屋日記」慶應四年（明治元年）五月の条に、「御所置御決定遊ばされ候、これにより、別紙の通り御預ヶ仰せ付けられ候事」として、配流先でのキリシタンの取り扱いを次のように記してある。

一右宗門元来御国禁、不容易事に付き、御預りの上は人事を尽し、懇切に教諭いたし、良民に立ち戻り候様、厚く取り扱うべき候、もし、悔悟仕まつらず者は、やむを得ず嚴刑に処せらるべく候間、此旨相心得、改心の目途相立ざる者は届出るべき事

一改心の廉相立て候迄は、住人とはきつと絶交の事

一開発地土工、金工、あるいは石炭掘とも水夫役など、勝手に召仕べき事

一山村に住居致さすべき事

一当日より先三ヶ年の間、壱人に付き壱人扶持ずつ、その藩々へ下され候事

但、長崎表より追々差し送り候間、支度次第早々到着所へ、その藩より人数差し向け、受け取り申すべき事

外略ス

小——五拾人

御預ケ三拾四家、人數凡四千人

小倉藩は、五〇人のキリストンを預かったのである。翌明治二年十一月十八日には、長崎県から「この度切支丹宗徒御处分仰せ出され、当県支配浦上村の者ども、藩々へ差し送り申し候」と、香春藩（旧小倉藩）にも通達が来ている。香春藩へ送られてきたのである、五〇人のキリストンの追跡は、現時点ではその確認が出来ない。

明治新政府は、こうしたキリストンの復興を、仏教の力で抑えようと図った。明治元年十月には、京都本

山学林に居た長久寺（中津市）の性叡は、教諭講釈を新政府から命じられて、全国を巡回した。香春藩では一郡一カ寺で教諭し、仲津郡では、大橋村の淨蓮寺で教諭した。しかし、外国からの信仰の自由の非難を浴びて、明治六年には、キリスト教禁制が解かれ、宗門改めの制度は廃止された。

（三） 絵踏制度

踏み絵の始まり

寛永六年（一六二九）ごろから、キリスト教の中心地である長崎で、キリスト教者を摘發するため、キリストやマリアの絵像を踏ませて、その態度や顔色を見て、信者か否かを判別していたキリスト教摘發の方法を、制度化したのが絵踏制度である。この絵踏制度は、江戸切支丹屋敷や、キリスト教の多かつた九州地方の諸藩で行われ、これが宗門改めの中に組み入れられて、宗門改めと踏み絵は密接な関係を持つに至った。

踏み絵の当初は、紙に画いた聖像の絵や、単に十字架の印が用いられたり、信者から没収した「ござい」や「くるす」などの信仰道具だったりしたが、幕府は、寛文九年（一六六九）に、長崎の鋳物師・祐佐に命じて作らせたと伝えられる真鍮製の絵像を「踏み絵」といった。この踏み絵を長崎奉行が二〇枚保管して、島原・平戸・大村・竹田・臼杵・府内・日田・中津などの諸藩に貸し出しをした。

小倉藩の踏み絵

小倉藩は二枚の踏み絵を所有していて、長崎奉行から踏み絵を借りることは無かつた。一つは島原の乱で、「前略」守將森（城将森宗意軒）を倒し、一舉にこの郭を乗っ取り（中略）ここに安置したキリスト教の像を分捕りす」（『福岡県史資料』第五輯）というもの、いま一つは、小倉城下

町の「円応寺筋の、いま日置太兵衛殿の裏のように話あり、昔、誰人が住居して、いかなる事にて、ここにあり候や、年代わからず」（『福岡県史』第三卷下冊）といふもの、敷の中から掘り出された、と伝えられている踏み絵である。宗門改めの一行為が、この踏み絵を持って領内を廻郡した。小倉藩では、踏み絵のことを像踏みと呼んでいる（第15図参照）。

踏み絵の実施の模様を『小森承之助日記』（『福岡県史』三巻下）安政六年（一八五九）三月四日の条に、次のように記してある。

寺へ出席の儀は、上席に屏風を壇にして、御役筋一番に出席、屏風の外に御郡目付二番に出席、そのつぎに宗旨手代出席、下目付は、踏み始まり候へば下に下り、踏み場の脇の小屋に出席、大庄屋は、手永の者踏み候間は、踏み場の脇の小屋に出席、手代の小屋と向かい合いになり、腰を掛けおり候なり
踏み絵には、身分によつて上踏みと下踏みに分けられ、上踏みは、大庄屋・格式大庄屋・大庄屋格・子供役など、下踏みは、庄屋・方頭・組頭・平百姓などで、同じ場で像を踏んでいたが、文久元年（一八六二）の宗門改めから、上踏みと下踏みの場を区別した。大庄屋をはじめ、上踏みの者は、桺側で像踏みを行い、下踏みの百姓の像踏み場には、雨覆いの上家を掛けて踏むことになった。

踏み絵の順番

踏んだあと、下踏みの庄屋・方頭・組頭・平百姓などが順に踏んだ。しかし、元治元年



第15図 踏み絵(マリア像)
『切支丹史料集』から

(一八六四)に踏み順の改定があった。「国作手永大庄屋日記」に、次のように改めたと記してある。

一手、水持ち大庄屋・子供役・加勢勘定方は上踏み

一格式大庄屋、その他格式持ちは上踏み

一農兵は帶刀で、平百姓より先に下踏み

『中村平左衛門日記』(『福岡県史』第三卷下冊)にも「当年、踏み順は大庄屋・子供役・格式大庄屋の順としたが、前年までは、大庄屋・格式大庄屋・大庄屋格・子供役の順であったが、当年、六郡とも申し出に、御場所手じまいのため、大庄屋より子供役・本役の者、それより格式大庄屋順々踏み方になる」とある。

踏み順の改定は、前年の文久三年に農兵徵募があつて、家中の者の家来に、農民を取り立てたりしたため、農兵という新しい身分階級ができる、宗門改めの踏み絵の順序に、各郡内で紛議が起つたための改定である。(『北九州市部落解放史資料』7)。

慶應二年(一八六六)の宗門改め像踏み順は、大幅に変更があつた。大庄屋・大庄屋代勤・大庄屋見習・子供役・子供役代勤・子供役加勢・子供役見習・勘定方は、宗門改め当日の御用や世話があつて、先に像踏みを済ませることになった。次に格式大庄屋・大庄屋格・格式子供役・撫育方・吟味役・開作掛・百人夫方・同代勤・人馬方・押方・郷筒世話方・子供役格・帶刀御免の者・口屋番の順で、ここまでが上踏みである。続いて下踏みは、農兵・郡医・御手当・郷筒・准農兵・平百姓などが順に踏んで改めを行つた(『長井手永大庄屋日記』)。

抜け踏みの制

宗門改めの絵踏制度は、恰好の年貢徵収対策として利用された。安政二年（一八五五）十

かづこう
月、役筋から大庄屋の元へ、年貢の収納状態が悪いため、「早皆済（早期完納）」の者を、

宗門改めの踏み絵の順番を繰り上げる」案の内沙汰があつた。この内沙汰に対し、大庄屋は「順上げでは格別目立たないので、早皆済の者の宗門改めの出席を免除し、踏み絵の場所に、早皆済者の人名を大きく掲示」することを提案した。この提案に対し、役筋から「早皆済の者御賞め方は、宗門改めの節、抜け踏み（踏み絵の免除）に仰せ付けられ候段御治定」（『中村平左衛門日記』北九州市部落解放史資料7）と、踏み絵の免除制度を設けて、早皆済の者に、酒二升を付けて褒賞し、年貢の早期皆済を奨励する手段に絵踏制度を利用した。抜け踏みの制度によって、翌三年の宗門改めには、「帳面を以つて、申し出られ候名前の方共、心掛け宜しく、当秋納米手早に皆済（完納）いたし候に付き、来週宗門改めの節、絵像抜け踏み申し付け候」（『国作手永大庄屋日記』）と、早期皆済の者に踏み絵の免除をした。また、依拵えの良い者も免除された。そして、踏み絵の義務付けられていない女性には、「皆見村なみ儀、右同断に付、酒料銀壹両差し遣候」（『国作手永大庄屋日記』）と、銀一両の褒賞をしている。

小倉藩の踏み絵の廃止
幕府は、絵踏制度を安政五年（一八五八）正月から廃止したが、小倉藩では、その後も続けられた。

小倉藩の絵踏制度の廃止は慶応三年（一八六七）である。「国作手永大庄屋日記」には慶応二年三月二十五日、仲津郡の宗門改めが実施されたことを記してあるが、翌年の「長井手永大庄屋日記」「友枝手永大庄屋日記」には、この年には宗門改めの記述はない。わずかに「友枝手永大庄屋日記」三月の条に「（前略）昨

年は宗門御改め前に、最早」とあるだけで、この年は、前年の小倉変動の影響で、宗門人別帳の改めだけで、踏み絵はなかった。翌明治元年は、十二月五日から宗門改めの廻都をしたが、「仏像（踏み絵）無きに付き、寺帳へ調印致させ、見届候段御達しあり」（長井手水大庄屋日記）と、踏み絵のないことを通達している。このように、小倉藩の絵踏制度は、慶応二年の実施が最後で、藩が所有する踏み絵が、同年の小倉変動で焼失したのを契機に、以後廃止された。幕府は既に安政五年に廃止しており、隣藩の中津藩も万延元年（一八六〇）に廃止していた。小倉藩の廃止は、幕府の絵踏制度廃止から、遅れること九年にして実施された。

（四）寺請制度

寺請制度の創設

宗門改めが制度化されて、それに付帯して制度化されたものの一つに「寺請制度」がある。幕府は、寛文十年（一六七〇）に、宗門改めに際して、宗門改帳の作成を指示した。宗門改帳の作成に当たって、住民はキリストンでない証明のために、必ずどこかの寺の門徒になることを義務づけられた。寺では、宗門改帳に、檀家であることを証明する認印をした。これを庄屋が毎年正月に、村民の生死異動による、現在人員の名前を書き上げて作成したのが、宗門改帳である。こうして、強制的に檀那寺と檀家の関係を作り、キリストン排除の対策として創設されたのが、寺請制度である。

宗門改寺請状

宗門改寺請状は、単に寺請状ともいった。寺請状は、初めはキリストンの排除対策として、檀那寺が、檀家を監視する役目から作成されたものであった。キリストンが消滅したころからは、婚姻・旅行や、奉公人の雇い入れなどの際に、身元を証明する、一種の身分証明書の役割を果たす

ようになつた。

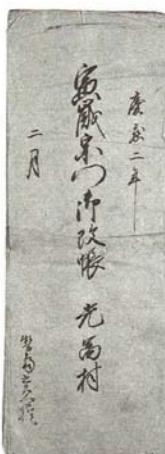
寺請状の書式は、一般的には家長を中心に、宗貞、檀那寺、家族名、年齢、続き柄などが書き込まれた。帳面の前書きにはキリストン禁制のことが記されており、帳面に記載された者たちはキリストンでないということを証明した寺請状が、壇那寺の署名捺印の上、庄屋から大庄屋・筋奉行を経て、宗旨奉行へ提出された。安永六年（一七七七）に宗門改帳は、幕府の通達によつて、身分とその宗旨を分けて提出することになった。帳面の作成は、本百姓帳・行歩不叶帳・奉公人帳・死人帳・社人盲僧帳・寺寄帳・両役（大庄屋・子供役・踏帳などで、身分の細分化した帳面を作成するものであつた。

寺請状の作成について、嘉永四年（一八五二）二月に、郡方から「正月中檀那寺へ年賀として、仏参いたすべき事、その節、檀那寺より宗旨証拠を、その檀家々々へ相渡候につき受け取り、庄屋へ相納め申すべき事」（長井手水大庄屋日記）と、触れが出されている。各人は、キリストンでない証明を受けるために、毎年正月に檀那寺へ年賀の仏参に行つて、檀家である証明書を受け取り、庄屋は、各人からその証明書を受け取つて、一冊の帳面に認めた。

宗門改人別帳

庄屋が毎年正月に、各人の宗旨を調査して、村民の生死異動による現在人員を帳面に書き上げて、作成したのが「宗門改帳」である（第16図参照）。一方宗門改帳に類似した「人別帳」があ

る。人別帳は、権力者が領内の実情を正確に掌握するため、人口、人別の実態を掌握し、それによつて貢租、諸役



第16図 光富村の宗門改帳（勢島文書）

賦課、さらには夫役動員のための、最も基本的な台帳である。

このように、宗門改帳と人別帳は、その目的、性格の全く異なる帳簿であるが、住民の戸口、人別を町村ごとに作成する点では共通していた。このようなことから、宗門改帳と人別帳は自然に兼用したり、混用されて、「宗門改人別帳」として一体化されていった。

宗門改人別帳 享保六年（一七二二）將軍吉宗は、全国一斉に人口調査を命じた。二回目を同十一年に行
の戸籍簿化 つてからは、以後、子年と午年の六年ごとに、定期的に全国の人口調査が行われた。全国
人口調査は、享保十一年から文久四年（一八六四）まで一二八年間、世界に類のない、正確な人口調査が繼
続されてきた。

宗門改めのための、人別宗旨改めは毎年実施され、一方人口調査のための人別改めは、六年に一度実施さ
れた。このため庄屋は、子・午年の人口調査には、人別帳を四冊作成して、郡代・筋奉行・大庄屋にそれぞ
れ一冊ずつ提出し、庄屋の手元に一冊置いて備えた（『福岡県史』第三卷下冊）。前述の、六郡大庄屋連名の宗
門改めの改革案は、この全国人口調査の子年・午年に合わせた、六年に一度の実施を提案したものであった。
宗門改人別帳は、宗門改め本来の目的のキリシタンが表面から消えて、人口調査が定期的に実施されるよ
うになつてからは、人別改め的な性格が顕著になつた。その実質は、宗門改人別帳の戸籍簿化であつた。

宗門人別帳 このように、宗門改人別帳は、社会の変転とともに変質が見られ、それは戸籍簿化して
から壬申戸籍へ 人の生死、人の出入り（結婚・養子縁組・奉公・勘当・出奔）など、戸籍上の一切の異動の
把握が、宗門改めの実施によつて、毎年定期的に継続されて、それが百数十年に及んで戸籍簿の性格を持つ

に至つた。

明治四年（一八七二）四月に、戸籍法が布告され、檀家であることを証明する寺請制度は、同年十月に廃止された。戸籍法の布告によつて、寺請制度が廃止されると、同年十一月十三日には「企救郡ならびに管内檀寺勝手次第の事」（職制）と触れが出された。これまでの強制的な檀那寺と檀家の関係が、檀家が自由に檀那寺を選ぶ権利が与えられたのである。

戸籍の作成に当たつて、その編製作業は、宗門改人別帳などを備えている庄屋を戸籍編成掛に任命して、戸籍簿化した宗門改人別帳によつて、短期間の内に正確な戸籍が作成された。翌五年二月から、戸籍法が実施されて、この年の干支である壬申にちなんで呼称される、じんしん 壬申戸籍へと受け継がれていつた。

第二節 藩政の推移と改革

一 唐船打ち払いと農村の荒廃現象の出現

（一）密貿易船の出現

唐船打ち払い

八代將軍徳川吉宗が享保の改革（一七一六—四五）を始め、諸事権現様（家康）の御定の通りとの復古的な理念を掲げ、側用人政治を廃止して將軍親政を開始した。急務を要する